

平成 30 年 6 月 5 日

各 位

新潟大栄信用組合  
理事長 八子英雄

不祥事件のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合元職員による不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招き、組合員の皆様をはじめ、お取引をいただいているお客様、関係各位の方々に多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

1. 不祥事件の概要

(1) 事故者

当組合元職員(女性)

(2) 事件の概要

職員からの通報に基づき監査室において調査を行なったところ、平成 29 年 9 月から平成 29 年 10 月にかけて、営業店金庫内の現金を着服していたことが平成 30 年 3 月 31 日判明しました。

(3) 事故金額

76 万円(事故者により弁済済)

2. 関係機関への届出等

監督官庁へは法令に基づく届出を行い、警察への報告も行っております。

3. 関係者の処分

事故者については、平成 30 年 4 月 30 日付で懲戒解雇処分としました。関係者については、内規に基づき厳正な処分を行っております。

4. 再発防止への取組について

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、不祥事件の再発防止に向けた内部管理態勢の一層の充実・内部牽制の強化を確実に実行し、信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取組んでまいります。

<本件に関するお問い合わせ先>

新潟大栄信用組合

コンプライアンス統括室 TEL0256-98-6291

[平日午前 9 時から午後 5 時まで(土・日・祝日を除く)]